○山口県警察術科技能検定に関する訓令

昭和 30 年 3 月 15 日本 部 訓 令 第 5 号

山口県警察術科技能検定規程を次のとおり定める。 (目的)

第1条 この訓令は、警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号)に基づき、山口県警察の術科技能検定(以下「技能検定」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、術科教養の成果を検定してその普及徹底に資することを目的とする。

(技能検定の実施)

- 第3条 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、毎年1回以上、技能検定を実施するものとする。
- 2 技能検定の期日、場所および方法の細目その他実施上必要な事項は、 そのつど定める。

(合格基準)

第4条 技能検定は、級位制によつて行ない、その合格基準は、別に定める。

(受検の手続き)

- 第5条 各種技能検定は、所属長から申請のあつた者(警察学校入校中の 者を含む。)について行う。
- 2 前項の申請は、別記第1号様式により申請書を提出するものとする。 (合格者の管理)
- 第6条 教養課長は、別記第2号様式を備え付け、合格者の管理に当たる ものとする。

(合格の取消し)

第7条 教養課長は、検定合格者に合格技能にふさわしくない行為があった場合には、その合格を取り消すことができる。

(降級)

第8条 教養課長は、技能検定に合格した者に対し、適宜審査を行い、合格級位の基準に達しない技能となつたときは、授与した級位より降級させることができる。

(この訓令以外による技能検定の効力)

第9条 他の機関が警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号)に準拠して行なつた技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格したものとみなす。

第10条 日本赤十字社救急法救急員または特別指導員の資格を取得した 者は、それぞれこの規程による救急法の初級または上級の技能検定に合 計した者とみなす。